

○厚生労働省告示第三百四十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次の表のように改正し、令和二年十月一日から適用する。

令和二年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久



みなす。

十七 令和二年三月三十一日において現に看護補助加算1に係る届出を行っている保険医療機関（地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は十三対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）については、令和三年三月三十一日までの間に限り、第八の十三の(1)のハに該当するものとみなす。

十八・十九（略）

二十 令和二年三月三十一日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3に係る届出を行っている病棟については、令和三年三月三十一日までの間に限り、それぞれ第九の十の(2)のリ又は第九の十の(4)のホに該当するものとみなす。

二十一～二十四（略）

二十五 令和二年三月三十一日において現に地域包括ケア病棟入院料1若しくは地域包括ケア入院医療管理料1又は地域包括ケア病棟入院料3若しくは地域包括ケア入院医療管理料3に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和三年三月三十一日までの間に限り、それぞれ第九の十一の(2)のハ、ニ及びホ若しくは第九の十一の(3)のロ、ハ及びニ（(2)のホに限る。）又は第九の十一の(6)（(2)のハ、ニ及びホに限る。）若しくは第九の十一の(7)のイ（(2)のホに限る。）及びロ（(3)のロ及びハに限る。）に該当するものとみなす。

二十六 令和二年三月三十一日において現に特定一般病棟入院料の注7に係る届出を行っている病棟については、令和三年三月三十一日までの間に限り、第九の十九の(5)のロの③、④及び⑤に該当するものとみなす。

二十七 令和二年三月三十一日において現に特定一般病棟入院料の注7に係る届出を行っている病棟については、同年九月三十日までの間に限り、第九の十九の(5)のロの⑥に該当するものとみなす。

二十八・二十九（略）

十七 令和二年三月三十一日において現に看護補助加算1に係る届出を行っている保険医療機関（地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は十三対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）については、同年九月三十日までの間に限り、第八の十三の(1)のハに該当するものとみなす。

十八・十九（略）

二十 令和二年三月三十一日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3に係る届出を行っている病棟については、同年九月三十日までの間に限り、それぞれ第九の十の(2)のリ又は第九の十の(4)のホに該当するものとみなす。

二十一～二十四（略）

二十五 令和二年三月三十一日において現に地域包括ケア病棟入院料1若しくは地域包括ケア入院医療管理料1又は地域包括ケア病棟入院料3若しくは地域包括ケア入院医療管理料3に係る届出を行っている病棟又は病室については、同年九月三十日までの間に限り、それぞれ第九の十一の(2)のハ、ニ及びホ若しくは第九の十一の(3)のロ、ハ及びニ（(2)のホに限る。）又は第九の十一の(6)（(2)のハ、ニ及びホに限る。）若しくは第九の十一の(7)のイ（(2)のホに限る。）及びロ（(3)のロ及びハに限る。）に該当するものとみなす。

二十六 令和二年三月三十一日において現に特定一般病棟入院料の注7に係る届出を行っている病棟については、同年九月三十日までの間に限り、第九の十九の(5)のロの③から⑥までに該当するものとみなす。

（新設）

二十七・二十八（略）

